

日本珪素医科学学会 推奨品承認品 認定制度

日本珪素医科学学会では、会員企業様、一般企業様を含め、それぞれの企業様が持っておられる商品や新規に開発される商品に対して、それらの商品が次の項目に該当する場合は、当学会の審議委員会の審議に基づき認定証を発行いたします。

専用の「認定審査請求書」にてお申し込み下さい。なお、審議の結果、お断りする場合があります。

1. 推奨品 認定

審査商品の成分データに基づき、その成分の安全性と成分の効能性を認定します。

審査商品を臨床、分析、検査をし、その商品の効能性を認定します。

- ① 成分分析データがある場合は、サンプル商品と共に提出して頂きます。
- ② 成分分析データが無い場合は、別途費用が発生します。
- ③ 臨床方法及び検査内容によって費用は異なります。別途見積を致します。

2. 承認品 認定

審査商品の成分データに基づき、その成分の安全性と成分の効能性を認定します。

① 成分分析データがある場合は、サンプル商品と共に提出して頂きます。

② 成分分析データが無い場合は、別途費用が発生します。

③ 検査内容によって費用は異なります。別途見積を致します。

3. 審査申請費

審査申請費用：一商品につき、¥50,000（推奨品、承認品共）

審査費 推奨品は、一商品につき審査に掛る実費が必要です。

4. 年間登録費

審査請求によって認定されますと、認定商品に対して、年間登録費が必要となります。

推奨品：¥200,000/年 承認品：¥100,000/年

5. 認定マーク（推奨品・承認品）

認定された商品に、日本珪素医科学学会が発行する認定マークを貼付、又は、印刷して販売をすることが出来ます。この認定マークが消費者に対して、安心感を与え、商品の価値観を付加できます。

- ・認定マークのシールは、直径24mmの円形で、1,000枚単位での販売となります。
（1枚につき ¥13×1,000枚単位）
- ・印刷の場合の認定マークは、事前の打ち合わせの上、承認致します。
印刷枚数によって価格は異なります。

6. 商品変更について

商品名が変更の場合⇒新たに申請の必要がございます。

販売社名変更の場合⇒更新時に合わせての変更は無料。更新時以外は有償（12,000円）の再発行手数料がかかります。

容量違いの商品登録⇒更新時に合わせて、サンプル2本とご報告をいただければ無料。
更新時以外は有償（12,000円）の再発行手数料がかかります。

2017年4月改正